

(案)

(別添) 新旧対照表

改正後	現 行
<p>厚生労働省発子第 0522 第 33 号 令和 2 年 5 月 22 日 <u>【一部改正】 厚生労働省発子第 ※ 第※号 令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>厚生労働省発子第 0522 第 33 号 令和 2 年 5 月 22 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（令和2年度補正予算分）分）の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。</p> <p>なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

別 紙

令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等（令和2年度補正予算分）分）交付要綱

（通則）

- 1 令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（令和2年度補正予算分）分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV等支援体制強化事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって、児童虐待や配偶者からの暴力等への懸念に対処するための支援体制を強化することを目的とする。

（交付の対象）

別 紙

令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（令和2年度補正予算分）分）交付要綱

（通則）

- 1 令和2年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（令和2年度補正予算分）分）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。

（交付の対象）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

(ア) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第 3 の 1 及び 3 に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。)が行い又は助成する事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)

(イ) 実施要綱第 3 の 1 に基づき、市町村が行い又は助成する事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)に対して都道府県が補助する事業

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV 対策等体制強化事業

(ア) 令和※年※月※日子発※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別添 1 「感染防止に配慮した児童虐待・DV 等相談支援体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)(以下「都道府県等」という。)が行う感染防止に配慮した児童虐待・DV 等相談支援体制強化事業

(イ) 令和※年※月※日子発※号厚生労働省子ども家庭局長通知の別添 2 「児童の安全確認等のための体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県等が行う児童の安全確認等のための体制強化事業

(ウ) 令和※年※月※日子発※号厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知の別添 3 「支援対象児童等見守り強化事業実施要綱」第 3 に基づき、市町村(特別区を含む。)が行う支援対象児童等見守

3 この補助金は次の事業を対象とする。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業

(1) 平成 27 年 6 月 5 日雇児発 0605 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第 3 の 1 及び 3 に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。)が行い又は助成する事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)

(2) 実施要綱第 3 の 1 に基づき、市町村が行い又は助成する事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)に対して都道府県が補助する事業

り強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

(1) 3の(1)の(ア)及び(2)の事業

ア 別表の第4欄に定める基準額と、第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(1)の(イ)の事業

(1)のアに準じて選定された額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 別表第2欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

(1) 3の(1)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 3の(2)の事業

(1)のアに準じて選定された額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳

出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (8) に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において (2)、(3)、(5) 及び (6) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と (5) 中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(5) 及び (8) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において (1)、(2)、(4) 及び (5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と (4) 中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、(4) 及び (7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(9) (8) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

別紙様式第2による申請書及び関係書類を別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第3による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別紙様式第4又は別紙様式第5による申請書及び関係書類を別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い、別紙様式第3による申請書及び関係書類を別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第4による報告書を、令和

(1) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

別紙様式第6による報告書を、令和3年4月10日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の市町村の場合

市町村長は、別紙様式第7による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和3年4月10日(5の(3))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

3年4月10日(5の(2))により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1区分	2中区 分	3種目	4基準額	5対象経費	6補助 率
児童虐待防止対策等支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童養護施設等の環境改善事業 (児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱(以下、本種目において「実施要綱」という。)第3の1に定める事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。))</p> <p>(1)入所児童等の生活環境改善事業 ①児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分 1か所当たり 8,000,000円(※)</p> <p>②里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1か所当たり 1,000,000円(※)</p> <p>2 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 (実施要綱第3の3に定める事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)) 1か所当たり 8,000,000円(※)</p> <p>※基準額のうち、都道府県等の子ども用マスク等購入費、児童養護施設等の消毒経費及び地方自治体の広報・啓発経費に要する費用(合計)については、500,000円と令和元年度分の実支出額との差額を上</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料等</p>	10/10

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助 率
児童虐待防止対策等支援事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童養護施設等の環境改善事業 (児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱(以下、本種目において「実施要綱」という。)第3の1に定める事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。))</p> <p>(1)入所児童等の生活環境改善事業 ①児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、自立援助ホーム又はファミリーホームにかかる事業分 1か所当たり 8,000,000円(※)</p> <p>②里親、児童家庭支援センター又は母子家庭等就業・自立支援センターにかかる事業分 1か所当たり 1,000,000円(※)</p> <p>2 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業 (実施要綱第3の3に定める事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。)) 1か所当たり 8,000,000円(※)</p> <p>※基準額のうち、都道府県等の子ども用マスク等購入費、児童養護施設等の消毒経費及び地方自治体の広報・啓発経費に要する費用(合計)については、500,000円と令和元年度分の実支出額との差額を上</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費及び賃借料</p>	10/10

		<p>限とする。(ただし、児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染(又は感染が疑われる)者が発生した場合等、都道府県知事等が必要と認める場合は、基準額の範囲内で都道府県知事等が必要と認める額を上限とする。)</p> <p>※基準額について、児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染(又は感染が疑われる)者が発生した場合等、都道府県知事が必要と認める場合は、管内の対象施設等の基準額の総和の範囲内で施設等ごとの基準額を調整することができる。</p>						<p>限とする。(ただし、児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染(又は感染が疑われる)者が発生した場合等、都道府県知事等が必要と認める場合は、基準額の範囲内で都道府県知事等が必要と認める額を上限とする。)</p> <p>※基準額について、児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染(又は感染が疑われる)者が発生した場合等、都道府県知事が必要と認める場合は、管内の対象施設等の基準額の総和の範囲内で施設等ごとの基準額を調整することができる。</p>			
新型コロナウイルス感染症に係る児童虐待・DV等支援体制強化事業	感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業</p> <p>1 か所当たり 1,000,000 円</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に係る児童虐待・DV等支援体制強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費</p>	1 / 2							
児童の安全確認等のための体制強化事業	児童の安全確認等のための体制強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>児童の安全確認等のための体制強化事業</p> <p>1 か所当たり 5,002,000 円 (※)</p> <p>※都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所を設置する特別区を含む。)が行う場合は、児童相談所1か所当たり、市町村(特別区(児童相談所を設置する特別区を除く。)を含む。)が行う場合は、1市町村当たりとする。</p>	<p>報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役員費(通信運搬費、広告料)、委託料、改修費、設備整</p>	1 / 2							
支援対	支援対	次により算出された額の合計額	費、設備整	10/10							

		象児童 等見守 り強化 事業	支援対象児童等見守り強化事業 1 か所当たり 8,313,000 円	備費、備品 購入費及び 賃借料等	
--	--	-------------------------	---	------------------------	--